

# 岬だより

MISAKI NEWSLETTER [MISAKIDAYORI]

「さあ投票  
選挙の主演は  
あなたです」

# 大阪府知事選挙

投票日▶**4月7日(日)**  
午前7時から午後8時まで

転入届をされた方				
届出の別	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない
他府県から転入された方	平成30年12月20日以前	○		
	平成30年12月21日以降 平成30年12月28日以前	○		
	平成30年12月29日以降			○
大阪府内の他の市町村から転入された方	平成30年12月20日以前	○		
	平成30年12月21日以降 平成30年12月28日以前	○		
	平成30年12月29日以降			※

転出届をされた方				
届出の別	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない
他府県へ転出された方	全期間			○
大阪府内の他の市町村へ転出された方	平成30年12月20日以前 に新住所地に転入届	○		
	平成30年12月21日以降 平成30年12月28日以前 に新住所地に転入届	○		
	平成30年12月29日以後 に新住所地に転入届			※

転入届をされた方 岬町選挙管理委員会に投票所をご確認のうえ、該当の投票所へお出かけ下さい。  
 ※投票する際に、市区町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示してください。

**★投票所入場整理券**  
 岬町で投票できる方には、投票所入場整理券を郵送します。ご本人が持参し、投票所の受付に提出してください。投票所入場整理券が届かなかった場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されている投票者であれば、投票所でお申し出ください。

**★点字投票・代理投票**  
 点字投票をされる場合は、投票所の係の者にお申し出ください。また、ご自分で投票用紙に記載することができない場合には、係の者が投票用紙に記載する代理投票の制度があります。ご本人が投票所で代理投票したい旨をお申し出ください。(※この制度は、ご家族や友人等がご本人の代わりに投票所で投票用紙に記載する制度ではありません。)

**★点字投票・代理投票**  
 点字投票をされる場合は、投票所の係の者にお申し出ください。また、ご自分で投票用紙に記載することができない場合には、係の者が投票用紙に記載する代理投票の制度があります。ご本人が投票所で代理投票したい旨をお申し出ください。(※この制度は、ご家族や友人等がご本人の代わりに投票所で投票用紙に記載する制度ではありません。)

**★期日**  
 3月22日(金)から4月6日(土)まで  
 ※告示日の3月21日(木)は投票できません。  
 ※曜日は問いません。  
 ※大阪府知事選挙と同日に執行される大阪府議会議員選挙の期日前投票等の期間は、3月30日(土)から4月6日(土)です。期日前投票等ができる期間等は、次の表のとおりです。

3月22日~3月29日	3月30日~4月6日
大阪府知事選挙のみ投票可能	大阪府知事選挙と大阪府議会議員選挙の両方の投票が可能

4月7日(日)は、大阪府知事選挙の投票日です。投票時間は午前7時から午後8時までです。  
**★投票できる方**  
 投票できる方は、平成13年4月8日までに生れた日本国民で、平成30年12月20日までに転入の届出をされ、引き続き岬町の住民基本台帳に登録されている方です。

大阪府知事選挙と同時に大阪府議会議員選挙が執行されますので、投票所入場整理券は、両選挙を兼ねたものとなっております。  
**★点字投票・代理投票**  
 点字投票をされる場合は、投票所の係の者にお申し出ください。また、ご自分で投票用紙に記載することができない場合には、係の者が投票用紙に記載する代理投票の制度があります。ご本人が投票所で代理投票したい旨をお申し出ください。(※この制度は、ご家族や友人等がご本人の代わりに投票所で投票用紙に記載する制度ではありません。)

間等をできるだけ事前に岬町選挙管理委員会までご連絡ください。  
**★期日前投票・不在者投票**  
 選挙の当日、職務や用務などの予定があると見込まれる方のために、期日前投票・不在者投票制度があります。投票のできる期間などは次のとおりです。

**★必要なもの**  
 「投票所入場整理券」  
 ※投票所入場整理券裏面の宣誓書に記入しお持ちいただく。名簿対照が早く済み、投票所入場整理券が届かなかったり、紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は投票しただけです。

**★選挙公報等**  
 選挙公報(候補者の氏名・政見などが記載されたもの)を4月1日から4月5日までにお届けします。届かない場合は、岬町選挙管理委員会までお知らせください。

◎投票時間  
 午前8時30分から午後8時まで

◎投票場所  
 岬町住民活動センター

**★郵便等による不在者投票**  
 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、一定の要件に該当する選挙人の方は、自宅など現在いる場所郵便等による不在者投票をすることが出来ます。詳しくは、岬町選挙管理委員会までお問合せください。

開票▶午後9時15分から  
 岬町役場2階会議室で

投票速報▶☎0180-997744  
 又は岬町ホームページ

投票速報 午前8時~午後9時 開票速報 午後10時頃

**★一時滞在地に滞在の方**  
 仕事や学業などで岬町以外に滞在中の方でも、岬町の選挙人名簿に登録されている方は、岬町選挙管理委員会に投票用紙の請求後、最寄りの選挙管理委員会の不在者投票場所へ投票することが出来ます。投票をされる方は、岬町選挙管理委員会にできるだけ早くお申し出ください。

**★問合せ**  
 岬町選挙管理委員会事務局  
 ☎492-2721(直通)

大阪府選挙管理委員会  
 ☎0669410351(代表)

**★入院・入所中の方**  
 病院や老人ホームなどに入院、入所中の方でも、その施設等が不在者投票指定施設であれば、ご本人の請求により、その施設で不在者投票をすることが出来ます。選挙期間が限られているため、投票をされる方は、病院長や施設長に、できるだけ早くお申し出ください。

大阪府選挙管理委員会では、視覚障がい者の方々は対象に選挙公報を点訳した「月刊府視協号外」又は投票方法などを朗読し録音したカセットテープ「選挙のお知らせ」を希望される方に郵送する予定です。ご希望の方は、どちらか一方を選択出来ます。  
 大阪府選挙管理委員会まで電話にてお申し込みください。既にお申し込みされた方には、これまでどおり送付されます。

# 各投票所案内略図

◆あなたの投票所をご確認のうえ投票に行きましょ

<b>岬町第8投票所</b> 多奈川小学校 体育館	<b>区域</b> 岬町多奈川 港、平野、 平野北、中、西、 楠木、中ノ幹 の各地区	
---------------------------------	---	--

<b>岬町第1投票所</b> 岬町立 町民体育館	<b>区域</b> 岬町淡輪 1区、2区、3区、 4区、5区、6区、 7区、8区、9区、 17区 の各地区	
--------------------------------	---	--

<b>岬町第9投票所</b> 小島集会所	<b>区域</b> 岬町多奈川 小島地区	
-------------------------	----------------------------	--

<b>岬町第2投票所</b> さくら会館	<b>区域</b> 岬町淡輪 10区、11区、 19区の各地区	
-------------------------	--	--

<b>岬町第10投票所</b> 池谷集会所	<b>区域</b> 岬町多奈川 池谷、 佐瀬川 の各地区	
--------------------------	--	--

<b>岬町第3投票所</b> 深日会館	<b>区域</b> 岬町深日 若宮、北出、 中出、南出、 千歳、陸出、 岬公園の各地区	
------------------------	--	--

<b>岬町第11投票所</b> 石橋集会所	<b>区域</b> 岬町多奈川 犬飼、石橋、 横手 の各地区	
--------------------------	--	--

<b>岬町第4投票所</b> 向出老人 憩の家	<b>区域</b> 岬町深日 向出北、向出南、 白雲台北、兵庫、 門前 の各地区	
-------------------------------	---	--

<b>岬町第12投票所</b> 青葉台 みさき台 自治会館	<b>区域</b> 岬町淡輪 12区、14区、 15区、18区、 20区 の各地区	
--	--	--

<b>岬町第5投票所</b> 緑会館	<b>区域</b> 岬町深日 緑1、緑2、緑3、 緑4、緑5、緑6、 緑7、緑8、緑9 の各地区	
-----------------------	---	--

<b>岬町第13投票所</b> 淡輪16区 集会所	<b>区域</b> 岬町淡輪 13区、 16区 の各地区	
---------------------------------	--	--

<b>岬町第6投票所</b> 中孝子 集会所	<b>区域</b> 岬町孝子 上孝子、 中孝子、 下孝子 の各地区	
------------------------------	--	--

<b>岬町第14投票所</b> 望海坂 第1集会所	<b>区域</b> 岬町 望海坂1、 望海坂2 の各地区	
---------------------------------	--	--

<b>岬町第7投票所</b> 岬町 文化センター	<b>区域</b> 岬町多奈川 朝日、小田平、 東 の各地区	
--------------------------------	--	--

選挙に関するお問合せは  
 岬町選挙管理委員会事務局まで  
**☎492-2721 (直通)**

**投開票速報**  
**☎0180-997744**

投開票速報岬町ホームページ <http://www.town.misaki.osaka.jp/>

住民のみなさまへ

岬町長 田 代 堯

町営深日墓地使用者の募集について（お知らせ）

町営深日墓地の使用者を次のとおり募集します。

○募集場所

深日火葬場の跡地20区画（20区画を超える申請があったとき、または申請区画が重複になった場合は抽選となります。）

○対象となる世帯

- 1 使用される方が岬町に住所を有している世帯
  - 2 現在、町営墓地（深日墓地及び淡輪墓地）を使用していない世帯  
（ただし、移設する場合は除く。）
  - 3 岬町営墓地の使用許可を得てから、2年以内に墓石を建立する世帯
- ※申請は、1世帯につき1区画のみです。

○申請書提出期間

3月18日（月）～4月12日（金）

（※土・日・祝日を除く。午前9時～正午、午後1時～午後5時）

- ・申請書は、3月18日（月）から生活環境課生活環境係で配布します。
- ・提出期間を過ぎての受付は行いません。
- ・郵送による申請はできません。

○必要書類

- ・申請者の住民票

○問合せ先

生活環境課 生活環境係 492-2714

多奈川地区財産区の竹林で

岬町長 田代 堯

# “たけのこ掘り”

に挑戦しませんか？

日 時：平成 31 年 4 月 30 日（火）

※雨天の場合は中止。順延はありません。

① 9：00～10：00（受付：8：30～）募集人数：75 名

② 10：30～11：30（受付：10：00～）募集人数：75 名



場 所：多奈川地区財産区竹林内（集合場所：多奈川地区多目的公園内）

対 象 者：岬町内在住者 1 組 5 名以内（小学生以下の子どもは人数に含みません。）

参加費用：無料

申込方法：往復はがきにご希望の時間（第 2 希望まで）、代表者の住所・氏名・連絡先（当日必ず連絡がつく電話番号）・参加者全員の氏名を記入のうえ期限までにお申し込みください。申込多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※代表者 1 名につき、1 組の応募をお願いします。また、別の組で参加者氏名が重複している場合、1 組以外は無効とさせていただきますので重複での申し込みはご遠慮ください。

※返信用はがきの宛先は、あらかじめご自身で記入しておいてください。

申込期限：平成 31 年 4 月 5 日（金） 必着

送 付 先：〒599-0392 （住所不要）岬町役場総務部総務課 たけのこ掘り担当 宛

持 ち 物：軍手、鍬等（掘る道具）、飲料

※掘る道具は貸出もありますが、数に限りがあります。

そ の 他：

- 雨天中止です。判断がつきにくい場合の中止連絡は、当日の午前 7 時 30 分以降、代表者宛に中止の電話連絡をさせていただきます。
- 竹林は、多奈川地区多目的公園に隣接していますので、来場の際は多目的公園へお越しください。
- 多奈川地区多目的公園へは、府道岬加太港線の「多奈川小学校前」の信号を左折してください。多目的公園内沿道には、案内看板が設置されています。
- 竹林は、平坦ではありませんので、動きやすい服装でお越しください。
- お持ち帰りいただけるたけのこは大人（中学生以上）1 人につき土のう袋 1 袋（土のう袋は提供します。）までとさせていただきます。生育状況によっては、お持ち帰りいただけるたけのこが少ない場合がありますので、ご了承ください。

主 催：岬町 協 力：多奈川地区財産区管理会

問 合 せ：岬町 総務部 総務課 TEL 492-2721（直通）